

# 山口県報

平成18年  
10月10日  
(火曜日)

## 目 次

条例	
消防学校設置条例の一部を改正する条例	.....
山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	.....



消防学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第五十三号

消防学校設置条例の一部を改正する条例

消防学校設置条例（昭和二十四年山口県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

「第二十六条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第五十四号

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第六条第四項第一号」の下に、「第六条の二第三項」を加える。

第四条の二中「及び利用カード等販売業」を、「利用カード等販売業」に改め、「以下同じ。」を営む者」の下に「及びカラオケボックス営業（個室を設け、当該個室において、主として、客に専用機器による伴奏に合わせ歌唱させる営業をいう。以下同じ。）を営む者」を加え、「又は利用カード等」を「利用カード等」に、「提供するに」を「提供し、又は客に歌唱させるに」に改める。

第六条の二第一項中「ときは」の下に「、規則で定めるところにより」を加え、「区分し、」を「区分して」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項の規定による勧告（図書である有害図書類に係るものに限る。）を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十条の次に次の一条を加える。

（深夜における営業用個室への立入りの制限）

第十条の二次に掲げる営業を営む者（次項において「営業者」という。）は、深夜（午後十一時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において、青少年（保護者が同伴するものを除く。）を当該営業の用に供する個室（法令の規定により深夜において青少年を客として立ち入らせることが禁止されている場所に設けられているものを除く。次項において「営業用個室」という。）に客として立ち入らせてはならない。

一 カラオケボックス営業

二 個室を設け、当該個室において、客に、インターネットを利用することができる機能を有する設備を使用させ、又は図書類を見せ、読ませ、若しくは聞かせる営業

2 営業者は、深夜において前項各号に掲げる営業を営むときは、当該営業を営む場所に立ち入る者の見やすい場所に、深夜における青少年の営業用個室への立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

第十四条第一項中「（午後十一時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 何人も、保護者の同意又は委嘱を得た場合その他正当な理由がある場合のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を呼び出して深夜に保護者の下から外出させ、又は深夜において青少年を保護者の下から連れ出すこと。

二 深夜において、青少年を同伴して道路又は公園、広場、駅その他の公衆の利用に供される施設若しくは遊技場、飲食店その他の店舗若し

くはそれらの付近をはいかすこと。

三 深夜において、青少年が保護者の下に帰る旨の意思を示したにもかかわらず、当該青少年を保護者の下以外の場所にとどめること。  
第十四条の次に次の一条を加える。

(インターネットの利用についての環境の整備)

第十四条の二 保護者は、その監護に係る青少年がインターネットを利用する場合には、その利用により得られる情報でその内容が著しく粗暴性を助長し、又は甚だしく性的感情を刺激して青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるものを当該青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

2 電子計算機をインターネットに接続する役務の提供を業とする者及びインターネットを利用することができる機能を有する通信端末機器(以下「通信端末機器」という。)の販売又は貸付けを業とする者は、当該役務の提供又は通信端末機器の販売若しくは貸付けを内容とする契約を締結するに際しては、当該契約を締結しようとする相手方(以下この項において「相手方」という。)に対し、インターネットの利用により得られる情報のうち相手方が青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるものを受信しないようにしようとする場合に相手方が利用することができる方法について、その種類及び特性並びに利用に必要な手続に関する情報を提供するように努めなければならない。

3 通信端末機器を不特定かつ多数の者の利用に供する者は、青少年に当該通信端末機器を使用させるに当たっては、インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる機能を有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を利用することその他の青少年の健全な育成を害しないための措置を講ずるように努めなければならない。

第二十条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第六条の六第三項」を「第六条の二第三項又は第六条の六第三項」に改める。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「又は第十二条の三第一項」を「第十条の二第一項、第十二条の三第一項又は第十四条第二項」に改める。

第二十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又は第六条の五第一項」を「第六条の五第一項又は第十条の二第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十九年二月一日から施行する。

平成十八年十月十日発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）